

5 監 査 第 9 6 号  
令 和 5 年 10 月 6 日

請 求 人  
名 古 屋 市 天 白 区  
太 田 敏 光 様

愛 知 県 監 査 委 員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

地 方 自 治 法 第 242 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 住 民 監 査 請 求 に つ い て  
( 通 知 )

令 和 5 年 8 月 14 日 付 け で 提 出 の あ り ま し た 地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 )  
第 242 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 住 民 監 査 請 求 ( 以 下 「 本 件 住 民 監 査 請 求 」 と い  
う 。 ) に 係 る 監 査 の 結 果 は 、 別 紙 の と お り で す 。

## 別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

### 第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和5年8月14日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同月28日に請求人が行った陳述により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関  
愛知県議会事務局長
- 2 請求の対象となる財務会計行為  
令和4年度の政務活動費の収入において、利息が入金されていないのは政務活動費マニュアル違反であり、県に返還されるべきであるにもかかわらず、県は返還請求を怠っている。
- 3 上記の行為が違法・不当である理由  
政務活動費マニュアル違反
- 4 請求する措置  
政務活動費の収入における利息分の返還

### 第2 監査委員の除斥

愛知県監査委員高桑敏直及び近藤裕人は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

### 第3 監査の実施

本件住民監査請求は、法第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

- 1 監査対象事項  
令和4年度の政務活動費の収入において利息が計上されていない愛知県議会の会派及び議員に係る利息相当額の返還請求権の不行使
- 2 監査対象機関  
愛知県議会事務局

### 第4 監査結果

- 1 認定した事実
  - (1) 政務活動費に係る関係条例等について  
政務活動費は、愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛知県条例第41号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づいて交付されるものである。政務活動費の統一の運用基準として、政務活動

費マニュアル（以下「マニュアル」という。）が定められている。マニュアルは、政務活動費の使途の透明性を確保するため、法第109条に規定する議会運営委員会に対する諮問及びその答申を経て、愛知県議会議長（以下「議長」という。）が定めたものである。

(2) 政務活動費に係る交付等の手続について

ア 知事による交付

知事は、毎年、会派及び議員の当該年度分の交付の決定をし、交付の決定をされた会派及び議員は、毎月5日までに当月分を知事に請求する。請求を受けた知事は速やかに交付する。その額は、議員一人当たり月額50万円であり、その額を会派に配分する額及び議員に配分する額に一律に区分することとされている。

イ 議長への収支報告書等の提出

会派の代表者及び議員は、前年度における政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを毎年4月30日までに議長に提出する。

ウ 議会事務局による点検

議長に提出された収支報告書及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しについて、議会事務局は点検を行う。

なお、当該点検においては、提出された書類の内容について、必要書類の欠落がないか、計算の誤りや書類間の記載事項の矛盾はないか、マニュアルに定める「充当が不適當な経費」に該当するものがないか等について確認を行っている。

エ 議長から知事への収支報告書の送付

議長は、会派代表者及び議員から提出のあった収支報告書の写しを知事に送付する。

オ 返還

条例第10条には、知事は、会派及び議員が交付を受けた政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該会派及び議員に対し、当該残余の額に相当する額（以下「残余額」という。）の返還を命じることができる旨が規定されている。

なお、条例第10条には「返還を命じることができる」と規定されており、必ずしも義務的なものにはなっていないが、実際の運用においては残余額が生じていれば必ず返還を命じているとのことであり、令和4年度においても、知事は収支報告書において残余額が生じていた会派及び議員の全てに対して返還を命じていた。

(3) マニュアルの定めについて

マニュアルには、「政務活動費を一時的に銀行等に預けた場合に、利息等が付けば、その旨も政務活動費出納簿に記載する」との定めが記載されていた。一方で、「交付された政務活動費を銀行等に預ける場合は、一時的な保管のため以外には認められない」との定めも記載されていた。

次に、マニュアルの運用について議会事務局に確認したところ、政務活動費を管理している金融機関口座（以下「政務活動費口座」という。）において利息が発生している場合は、当該利息も収入額として収支報告書及び政務活動費出納簿（マニュアルの様式1）に記載し、支出額を差し引いた結果残余が発生した場合には、利息相当分を合わせて県に返還することとなるとのことであった。

なお、利息の算定の方法については、政務活動費に係る令和4年7月18日付け住民監査請求の監査結果において、愛知県監査委員が「政務活動費に係る利息の取扱について改善するためには、マニュアルの改訂が強く求められるところであり、マニュアルの改訂作業に当たっては、利息の算定の方法に疑義が生じないように、政務活動費の管理を専用の口座又は利息の付されない口座で行うことを義務付ける等の運用の工夫をされるよう」要望を付したことを受け、令和5年9月22日、議長から議会運営委員会へ政務活動費の運用の見直しについて諮問がなされ、同月27日、議会運営委員会理事会において、具体的な協議が開始されたとのことであった。議会事務局としても、議長の指示の下、参考となる他県の状況調査を行い、資料としてまとめて各会派に提供することで、政務活動費の運用の見直しについて議員が活発に議論できるよう促しているとのことであった。

#### (4) 利息収入の状況について

請求人が対象としている1会派及び議員31名（令和4年度の政務活動費の交付対象であったが、請求日時時点で議員の身分を有していない者を含む。）（以下「対象議員等」という。）の令和4年度の収支報告書を確認したところ、収入額が政務活動費交付額と一致しており、利息収入は記載されていなかったことは確認された。

そこで、収支報告書に利息収入が記載されていなかった理由の正当性の有無について、議会事務局に監査を実施したところ、本件住民監査請求を受けて、議会事務局において、対象議員等に対し、政務活動費口座の種類及び利息の発生の有無を確認していた。その結果、対象議員等のうち議員8名の政務活動費口座の種類は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第51条の2第1項に規定する決済用預金であり、当該預金は無利息型の普通預金であることから、利息の発生余地はなかった。また、1会派及び議員23名の政務活動費口座の種類は、利息の付される一般の普通預金であったが、議員1名

を除き、政務活動費が入金された後速やかに出金しているので、いずれも収支報告書提出時において、我が国の現在の普通預金の利率からして通貨の最低額である1円以上の利息発生の可能性は認められなかった。しかし、対象議員等のうち議員1名については、わずかとはいえ利息が発生していた。

もともと、当該議員は、令和5年9月7日、収支報告書の収入額に利息相当額を加算して訂正を行い、その後、知事は当該議員に対し、訂正前の残余额と訂正後の残余额との差額について返還命令を発出し、当該議員は、当該差額の返還を完了したことが認められる。

## 2 判断

以上のとおり、対象議員等のうち1会派及び議員30名には、請求人が返還すべきと主張する利息は発生しておらず、残りの1名は、所定の手続を経て、当該利息の返還が既に完了している。

したがって、請求人の請求に関連して、知事が返還請求権の行使を怠っている事実は存在していない。

## 第5 結論

よって、請求人の主張は、理由がないものと認められるので、これを棄却する。